

## 現行の保育所保育料の仕組みについて

### 1 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と葉山町の現状

#### (1) 国が想定する費用負担割合

国の想定する制度設計上の負担割合は、保護者負担を差し引いた額を国・県・市町村で負担することになっています（民間保育所の場合、公費負担の割合は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1）。

#### （国が想定する費用負担割合）

国基準での保護者負担	保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	国	県	市町村
	2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

#### (2) 葉山町の現状

実際には、保育所保育料は国の基準をもとに各市町村で実情に合わせて設定することとされており、現在の財源状況は次のとおりとなっています。

#### （葉山町の現状）

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	町追加負担 （ ）	国	県	市町村
		2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

児童の年齢や所得階層により差がありますが、現行の町の保育料は国の基準の約 7 割に設定されています。

保護者負担（保育料）：町追加負担 = 7 : 3

保育所保育料について市町村が追加負担（軽減）することは全国的に行われている一方で、公平性や財政運営の面から批判もあります。

神奈川県内では、国の基準どおりに保育料を設定している自治体はありません。

## 2 これまでの経緯

### (1) 葉山町の保育所保育料の考え方

国基準を上限として、他の市町村の保育料を参考に、保護者の負担額を設定したものとされます。

葉山町の保育料は、大きく次の2点が特徴となっています。

共働きの標準世帯階層を国基準の約7割とし、低所得の階層になるに伴い、軽減の割合を多くしています。

3～5歳については、幼稚園利用者と比較して保護者負担が重くなりすぎないように、幼稚園の保育料を参考に保護者負担額を設定しています。

### (2) 直近の保育所保育料の改定

平成19年度末に、他の市町村を参考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正しようとしています(8階層 11階層)。

直近の改定では、所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていません。

### (3) 幼稚園利用者との差について

幼稚園利用者についても、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免(補助)される就園奨励費制度があります。

葉山町では、文部科学省の定める減免(補助)限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

ただし、町上乗せ分は年間9,000円(1ヶ月あたり750円)となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

## 3 平成27年度に向けた対応

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担について、新しい国基準を上限として、市町村が定めることになっています。

国の示すイメージでは、教育認定は現行の幼稚園就園奨励費、保育認定は現行の保育料をふまえた内容となっています。

保育所保育料については、従来の階層区分は維持される予定ですが、所得税額でなく市町村民税額を基に設定される見込みです。

(参考資料)

国の定める保育単価表(月額)

地域区分	定員	保育所の長 設置	年齢区分	基本分 保育単価
6/100地域	81人~90人 まで	設置	乳児	156,630円
			1、2歳児	92,310円
			3歳児	44,210円
			4歳以上児	37,780円

地域区分や定員等により単価が変わるため、葉山町内にある既存の民間保育所を例として考える。

国の定める保育料基準額(月額)

階層区分	保育料基準額	
	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	9,000円	6,000円
市町村民税 課税世帯	19,500円	16,500円
所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

## 平成26年度保育料表

階層	区 分		保 育 料 (月額)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	被保護世帯	基準	0	0	0
2	平成25年度分 町民税非課税世帯	基準	4,000	2,400	2,400
		半額	2,000	1,200	1,200
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	基準	7,300	5,500	5,500
		半額	3,650	2,750	2,750
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	基準	10,600	8,600	8,600
		半額	5,300	4,300	4,300
5	平成25年分 所得税 5,000円未満	基準	17,200	15,000	13,800
		半額	8,600	7,500	6,900
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	基準	19,200	17,000	15,800
		半額	9,600	8,500	7,900
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	基準	31,800	29,000	27,600
		半額	15,900	14,500	13,800
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	基準	41,000	32,300	28,000
		半額	20,500	16,150	14,000
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	基準	46,000	33,000	28,500
		半額	23,000	16,500	14,250
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	基準	59,400	33,600	29,200
		半額	29,700	16,800	14,600
11	所得税 550,000円以上	基準	61,400	34,000	30,000
		半額	30,700	17,000	15,000

※1. 平成23年分より年少扶養控除(15歳未満の扶養控除)が廃止されましたが、保育料については、従来どおり年少扶養控除分も含めて所得税額を再計算しています。従って、本来の所得税額と保育料決定に用いる所得税額が異なりますので、ご注意ください。

2. 2～11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額(3人以上の入園はその児童以降0円)となります。

3. 所得税の税額控除のうち、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、電子証明書等特別控除の適用はありません。

4. 年齢の判定は入園の年度の初日の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

※※ 第2階層から第4階層で母子・父子家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合は、次の表による保育料となります。

階 層 区 分	保 育 料 (月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	0	0	0
第3階層	6,600	4,800	4,800
第4階層	9,600	7,600	7,600

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳未満児の場合(国は3歳未満の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	9,000円
3	市町村民税 課税世帯	19,500円
4	所得税額 40,000円未満	30,000円
5	所得税額 103,000円未満	44,500円
6	所得税額 413,000円未満	61,000円
7	所得税額 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	4,000円	44%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	7,300円	37%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	10,600円	54%
5	所得税 5,000円未満	17,200円	57%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	19,200円	64%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	31,800円	71%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	41,000円	67%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	46,000円	75%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	59,400円	74%
11	所得税 550,000円以上	61,400円	59%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,000円
3	市町村民税 課税世帯	16,500円
4	所得税額 40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
5	所得税額 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
6	所得税額 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
7	所得税額 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	2,400円	40%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円	33%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円	52%
5	所得税 5,000円未満	15,000円	56%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	17,000円	63%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	29,000円	70%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	32,300円	57%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	33,000円	57%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	33,600円	44%
11	所得税 550,000円以上	34,000円	37%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

## 国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

4・5歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,000円
3	市町村民税 課税世帯	16,500円
4	所得税額 40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
5	所得税額 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
6	所得税額 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
7	所得税額 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	2,400円	40%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円	33%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円	52%
5	所得税 5,000円未満	13,800円	51%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	15,800円	59%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	27,600円	67%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	28,000円	48%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	28,500円	49%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	29,200円	38%
11	所得税 550,000円以上	30,000円	28%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

(参考資料)

葉山町内の私立幼稚園の料金一覧  
(子育て支援情報サービスかながわのデータ)

(円)

		あおぞら	あけの星	どれみ	御国	明照
入園料		110,000	100,000	100,000	80,000	90,000
保育料(月)	3才	21,000	24,500	24,000	19,800	23,600
	4才	21,000	23,500	24,000	19,800	23,600
	5才	21,000	23,500	24,000	19,800	23,600
預かり保育	日額	-	-	-	1,000	-
	月額	-	-	-	-	-
	1時間	-	500	500	-	500
給食代(月)	5,000	実費(牛乳)	320(弁当)	1,240(週1回)	-	
通園バス代(月)	3,000	2,000	2,000	2,700	1,834 22,000(年)	
施設料(年)	-	入園時のみ 30,000	-	15,000	入園時のみ 27,000	
冷暖房費(年)	3,000	5,000	-	8,000	-	
教材費(年)	24,000	12,000	3,000	-	28,800	
父母会費(年)	-	4,500	-	-	-	
その他	880	-	-	-	衛生費 2,000(年)	



保護者の皆様へ

## 平成26年度 葉山町私立幼稚園就園奨励費制度 (保育料等の減免)のお知らせ

私立幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減するため、次の「1 減免(補助)の対象者」に該当する場合は、保育料等の一部が減免(補助)されます。また、減免(補助)限度額に加え、9,000円を町の制度により上乗せして補助します。(この制度で対象外となった方は、9,000円も補助されません。)補助対象経費は、入園料・保育料の合算額に対するもので、実際の支払額が補助額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。(入園料がかからない年は、保育料のみの支払額が対象となります。)

※ この制度は、国(文部科学省)の補助を受けて実施しています。

### 1 減免(補助)の対象者

減免措置(補助)を受けられる方は、原則として「保育料等減免措置に関する調書(第1号様式)」の提出日現在、次のア～ウのすべてに該当する方となります。

ア 葉山町に住民登録があること

イ 法令に基づく認可を受けて設立された私立幼稚園(町外の幼稚園を含む)に年少・年中・年長(平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれ)または満3歳児(満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から入園する場合)を通園させていること

ウ 2頁、3頁の「平成26年度減免(補助)額基準表 表1 表2」のA-1からE-5のいずれかに該当すること

※ 町民税所得割額は、保護者の合計とします。なお、同居する者(祖父母等)が、家計の主宰者である場合は、同居する者の町民税所得割額も合算します。

〈家計の主宰者〉とは…「当該園児を町民税算定上、扶養控除の対象にしているかどうか」「当該園児を健康保険等において扶養家族としているかどうか」「世帯構成員のうち最多収入の者であるかどうか」などにより判断します。

※ 所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除は、町民税所得割額から控除することになっていますが、これに該当する方は住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額で所得階層区分の判定をします。詳細は5頁 2 所得階層区分の確認の方法をご覧ください。

エ 世帯員に確定申告等を申告していない方がいる場合には、所得割額の確定ができないため補助対象とならないことがありますのでご注意ください。

# 表1

## 平成26年度減免(補助)額基準表

小学1年生～小学3年生に兄・姉がいない人は、この表をご覧ください。

(1人当たりの減免(補助)限度額)

所得階層区分 第何子	(第1子) ★1人就園の場合 ★2人以上就園して いる場合の最年長 園児	(第2子) ★2人以上就園して いる場合の次年長 園児	(第3子以降) ★3人以上就園して いる場合の最年長・ 次年長園児以外の 園児
	A 列	B 列	C 列
☆生活保護世帯	A-1	B-1	C-1
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>
☆町民税非課税世帯 ☆町民税所得割 非課税世帯	A-2	B-2	C-2
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	199,200円 9,000円 <b>208,200円</b>	253,000円 9,000円 <b>262,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>
☆町民税所得割額が 「表3」の金額以下 の世帯	A-3	B-3	C-3
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	115,200円 9,000円 <b>124,200円</b>	211,000円 9,000円 <b>220,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>
☆町民税所得割額が 「表4」の金額以下 の世帯	A-4	B-4	C-4
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	62,200円 9,000円 <b>71,200円</b>	185,000円 9,000円 <b>194,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>
☆上記の所得階層 区分以外の世帯 (所得制限なし)		B-5	C-5
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計		154,000円 9,000円 <b>163,000円</b>	308,000円 9,000円 <b>317,000円</b>

注1 実際の支払額が補助額合計を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

注2 小学4年生以上の兄・姉は、第何子と数えません。

# 表2

小学1年生～小学3年生の兄・姉がいる人はこの表をご覧ください。

(1人当たりの減免(補助)限度額)

第何子 所得階層区分	(第2子) ★小学1年生～小学3年生の兄・姉が1人の場合の最年長園児	(第3子以降) ★小学1年生～小学3年生の兄・姉が1人の場合の左記以外の園児 ★小学1年生～小学3年生の兄・姉が2人以上の場合の園児
	D 列	E 列
☆生活保護世帯	D-1	E-1
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	308,000円 9,000円 317,000円	308,000円 9,000円 317,000円
☆町民税非課税世帯 ☆町民税所得割 非課税世帯	D-2	E-2
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	253,000円 9,000円 262,000円	308,000円 9,000円 317,000円
☆町民税所得割額が 「表3」の金額以下の世帯	D-3	E-3
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	211,000円 9,000円 220,000円	308,000円 9,000円 317,000円
☆町民税所得割額が 「表4」の金額以下の世帯	D-4	E-4
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	185,000円 9,000円 194,000円	308,000円 9,000円 317,000円
☆上記の所得階層 区分以外の世帯 (所得制限なし)	D-5	E-5
減免(補助)限度額 葉山町上乗せ額 補助額合計	154,000円 9,000円 163,000円	308,000円 9,000円 317,000円

注3 小学1年生～小学3年生の兄・姉は、第何子と数えます。

注4 年度の途中から入園された場合は、月割額の計算式により減免(補助)額を算出します。

減免(補助)限度額×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満四捨五入)+9,000円(支払額が限度)  
また、途中退園・転出した場合も、月割額となります。(計算式別途)

町民税所得割額の基準額

平成26年度用

表3

A-3 B-3 C-3 D-3 E-3

19歳未満の扶養親族の数 (平成7年1月2日以降生まれ)			基準(上限)額
	16歳未満 (平成10年1月2日以降 生まれ)	16歳以上19歳未満 (平成7年1月2日～平成 10年1月1日生まれ)	町民税所得割額(円)
1人	1人	0人	55,800
2人	1人	1人	66,900
	2人	0人	77,100
3人	1人	2人	78,000
	2人	1人	88,200
	3人	0人	98,400
4人	1人	3人	89,100
	2人	2人	99,300
	3人	1人	109,500
	4人	0人	119,700
5人	1人	4人	100,200
	2人	3人	110,400
	3人	2人	120,600
	4人	1人	130,800
	5人	0人	141,000

※6人以上の方は、問合せ願います。 ※年齢は、平成25年12月31日現在

町民税所得割額の基準額

表4

A-4 B-4 C-4 D-4 E-4

19歳未満の扶養親族の数 (平成7年1月2日以降生まれ)			基準(上限)額
	16歳未満 (平成10年1月2日以降 生まれ)	16歳以上19歳未満 (平成7年1月2日～平成 10年1月1日生まれ)	町民税所得割額(円)
1人	1人	0人	191,400
2人	1人	1人	198,600
	2人	0人	211,200
3人	1人	2人	205,800
	2人	1人	218,400
	3人	0人	231,000
4人	1人	3人	213,000
	2人	2人	225,600
	3人	1人	238,200
	4人	0人	250,800
5人	1人	4人	220,200
	2人	3人	232,800
	3人	2人	245,400
	4人	1人	258,000
	5人	0人	270,600

※6人以上の方は、問合せ願います。 ※年齢は、平成25年12月31日現在